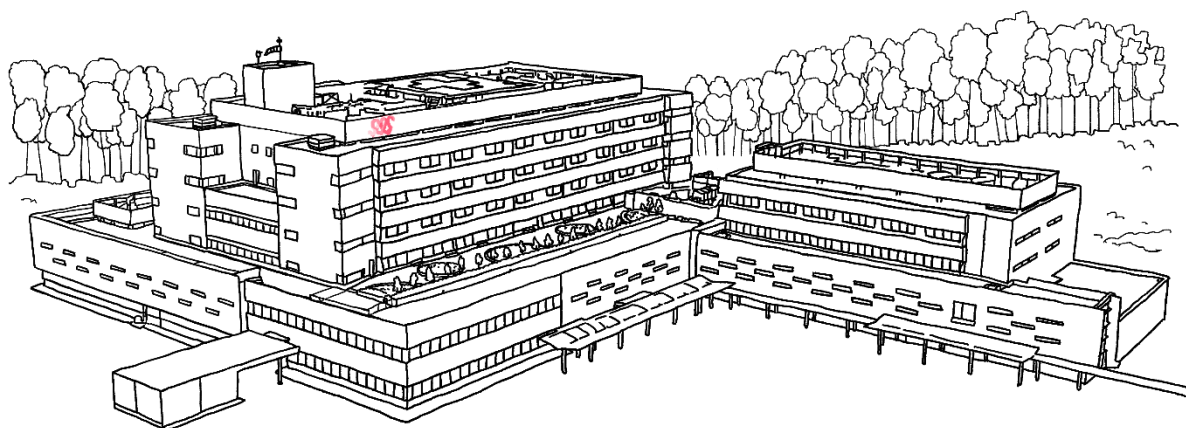


宮崎市郡医師会病院
卒後臨床研修プログラム
(2027 年度版)



公益社団法人宮崎市郡医師会
宮崎市郡医師会病院
Miyazaki Medical Association Hospital

宮崎市郡医師会病院卒後臨床研修プログラム

2027 年度版

宮崎市郡医師会病院の目指す医療

「本院の理念」

本院は、患者さんの人権を尊重し、適正な医療を安全に提供するとともに、開放型病院としての特性を最大限に活かし地域医療に貢献することを使命とする。

1. プログラムの名称

「宮崎市郡医師会病院 卒後臨床研修プログラム」

2. 臨床研修の基本理念

医師が医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識し、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう基本的な診療能力を身につけ地域医療に貢献できる医療人を目指す。

3. 研修の基本方針

- ①患者さんの権利を理解し安全で質の高い医療を提供するための努力を心がける
- ②全ての医療スタッフと連携し、チーム医療を実践する。
- ③基本的な診療能力を身につけ、適正な検査・治療を計画できる。
- ④地域医療の在り方を理解し、急性期医療を担う力を身につける。
- ⑤生涯にわたって自己研鑽するための学習習慣を身につける。

4. プログラムの特徴

①プログラムの特色

当院は、宮崎市を中心とした地域医療の中核的な病院であり、24時間救急医療を実践している。このプログラムは、総合的な臨床能力を有する医師の育成を目指すものであり、プライマリ・ケアから専門的治療まで、幅広く研修することが可能である。必修科目を72週でローテーションし、残りの32週については研修医各自の自主性を重んじ各診療科より選択が可能になっている。また、循環器内科に特化した初期研修も対応可能である。

②研修の基本的形態

研修医は担当医として位置付けられ、主治医は指導医がつとめる。担当医たる研修医は主治医としての力量の獲得をめざし、相応の責任感を持って診療にあたる。指導体制は研修医の上に上級医を配置し、その上に指導医・診療科長が位置付けられ、屋根瓦方式をとる。研修医は単独で患者を受け持つことはできない。指導医・上級医監督のもとで診療を行い、最終責任者は診療科長が担う。

③ 研修内容

(1) 研修期間 2年間

(2) 臨床研修病院群の構成及び研修方式・・・当院を基幹型病院として研修を行う

【基幹型臨床研修病院】

宮崎市郡医師会病院

(内科、外科、救急科、産婦人科、循環器内科、整形外科、心臓血管外科)

【協力型臨床研修病院】 (3 施設)

宮崎大学医学部附属病院 (精神科、小児科、救急科 等)

古賀総合病院 (一般外来)

宮崎生協病院 (小児科)

【臨床研修協力施設】 (2 施設)

宮崎市立田野病院 (地域医療、一般外来)

都農町国民健康保険病院 (地域医療、一般外来)

(3) 研修内容

〈必修科〉 [72 週]

内科 24 週、救急部門 16 週 (麻酔科 4 週を含む)、地域医療 4 週、外科 8 週

小児科 4 週、産婦人科 8 週、精神科 4 週、一般外来 4 週

・協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設で行う必修研修について

小児科研修

(原則 2 年目、4 週以上を宮崎生協病院、宮崎大学医学部附属病院等で行う)

地域医療研修 (訪問診療含む)

(原則 2 年目、4 週以上を宮崎市立田野病院、都農町国民健康保険病院で行う)

一般外来研修

(原則 2 年目、4 週以上を宮崎市立田野病院、都農町国民健康保険病院で行う)

精神科研修

(原則 2 年目、4 週以上を宮崎大学医学部附属病院で行う)

〈選択科〉

循環器内科、整形外科、心臓血管外科については自由選択時に行うことも可能

(4) その他必要な研修

医療安全、感染対策、NST、災害医療トリアージなど横断的な教育課題に取り組み、研修目標を達成するためのカリキュラムをコアカリキュラムとして、別添資料の項目において研修を行う

なお、宮崎市郡医師会病院において、研修医が単独で行ってよい処置・処方基準については、別紙資料を参照すること

研修スケジュール（参考） ※2年時のスケジュールについては、協力施設との調整のため前後する場合あり

① 1年次スケジュール

※必須 内科(6か月)	※必須 救急科及び麻酔科(4か月)	※必須 外科(2か月)
----------------	----------------------	----------------

② 2年次スケジュール

※必須 産婦人科 (2か月)	※必須 精神科 (1か月)	※必須 小児科 (1か月)	※必須 地域医療 (1か月)	※必須 一般外来 (1か月)	自由選択(6か月)
----------------------	---------------------	---------------------	----------------------	----------------------	-----------

※病理解剖及びC P Cについては不定期のため基本、内科研修で行うが、他研修時に行う場合がある

5. 臨床研修責任者

総括責任者 柴田 剛徳 (臨床研修管理委員長、副院長)
プログラム責任者 有留 大海 (臨床研修管理委員、内科副部長)

6. 臨床研修管理委員会

プログラムと臨床研修医個々の研修状況を把握し、管理・評価を行う目的で宮崎市郡医師会病院臨床研修管理委員会を設置する。委員は、院長、副院長、プログラム責任者、臨床研修協力病院及び協力施設の研修実施責任者、他職種の責任者、事務長、卒後臨床研修管理者、外部有識者等で構成される。

7. 研修の運営

(1) 卒後臨床研修管理委員会 (年2回開催)

「卒後臨床研修管理委員会規程」に基づき、研修修了の総括的評価や研修プログラムの管理、研修医の管理、研修全体に関わる評価・管理を行う

(2) 研修医採用計画会議 (月1回開催)

医師研修に関わる方策立案、研修医の状況把握など、卒後臨床研修管理委員会では対応が遅れる案件についても議論する

(3) 臨床研修運用会議（月 1 回開催）

研修医の状況把握、医学生・研修医の見学受入対応、研修医採用計画会議へ医師研修の運営に関する提起などを行う

(4) 研修医会（不定期）

臨床研修担当者が研修医へ研修状況や体調、抱えている問題などに関して定期的にヒアリングを行う。研修医の意見、要望については（3）臨床研修運用会議に報告され、検討される

(5) 指導医会議（月 1 回開催、毎月第 3 木曜日医局会後）

指導医からの要望や、指導・研修に関する振り返り、学習、研修医に関する評価と申し送りなどを行う

8. 指導医及び臨床研修指導者

〈指導医〉

指導医は、原則 7 年以上の臨床経験を有する常勤医師で研修医に対してプライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有している者とする。また、指導方法に関する講習会（指導医養成講習会等）を受講していることとする。

〈臨床研修指導者〉

臨床研修指導者は、指導医の定義に当たらない臨床経験 3 年目以上の医師及び看護師長、その他の医療職の責任者とする。

9. 研修評価

(1) 研修医の評価

〈自己評価〉

研修医は臨床研修目標の到達度や経験した症例、手技等の研修状況を把握しなければならない。研修診療科ごとに研修期間終了時、自己評価表を提出する。

- ・ 配付する「研修医手帳」を用いて研修医は自身の研修進捗状況などのチェックを行う
- ・ EPOC（オンライン卒後臨床研修評価システム）へ登録し、研修、習得、経験状況などに応じて適宜入力をする

※研修医手帳のチェックおよび EPOC の入力状況は研修センターが毎月確認をする

〈指導医による評価〉

研修診療科ごとに研修期間終了時、医師としての基本的価値観、資質・能力、基本的診療業務の目標達成度の評価を行う。

- ・ EPOC への入力状況を鑑みた評価（各研修ローテート終了時）

- ・研修医への評価票の記載による評価（各研修ローテーション修了時）

※評価の取扱いと研修医へのフィードバック

- 1) 研修センターはすべての指導医に記載を確実に促し、整理する。形成的評価に関してはプログラム責任者と研修センター職員により、研修医本人へフィードバックする。
- 2) 研修修了時の総括的評価は、研修管理委員会で検討し最終的な評価を決定する。

（２）研修診療科および指導医の評価

研修診療科ごとに研修期間終了時、研修診療科の指導体制と当該診療科指導医の指導内容の評価を行う。

- ・指導者自身による自己評価
 - ・研修医による指導者評価表を用いての評価
- 評価方法については随時、変更発展させていく

（３）研修プログラムについての評価

研修プログラム全体の評価については、研修医及び指導医の意見を取り入れ、卒後臨床研修管理委員会で議論し、必要があれば改善に努める。

10. 修了認定

プログラム責任者は各研修医の臨床研修目標の到達度を評価し、管理委員会に報告する。管理委員会において研修期間や医師としての適性も考慮して修了可否を評価し、院長に報告する。院長は研修の修了または未修了を認定し、修了者に臨床研修修了証を交付する。

11. 募集定員及び募集方法

- （１）募集定員 3名
- （２）募集方法 全国公募

12. 選考時期及び方法

- （１）選考時期 例年8月頃に選抜試験実施
- （２）選考方法 マッチングシステムによる選考を行う。
- （３）選抜内容 筆記試験、面接試験等

13. 処遇

身 分 宮崎市郡医師会職員（常勤）として採用する
宮崎市郡医師会職員就業規則等を適用

勤務時間	日勤 午前8時30分～午後5時15分（休憩60分） ※時間外勤務有り ※月2回程度の当直有り（当直は希望により選択できます）
休日	土曜、日曜、祝日、年末年始
休暇	年次有給休暇、リフレッシュ休暇、年末年始休暇、他就業規則に定める休暇
給与	1年次月額 35万円 2年次月額 40万円 （別途、時間外勤務手当等一時金支給あり） ※職員宿舍無し（住宅手当上限28,000円支給有り）
社会保険	健康保険、厚生年金、雇用保険に加入、労働者災害補償保険法の適用有り
※その他	医師賠償責任保険の取扱いは病院において加入、個人加入は任意（推奨）学会、研究会への出席参加可（参加費用は補助有り、回数制限有り） その他の事項については宮崎市郡医師会職員就業規則によるものとする。

14. 資料請求先

〒880-2102
宮崎県宮崎市大字有田1173番地
宮崎市郡医師会病院
人事課
電話 (0985) 77-9101 FAX (0985) 77-9121
Mail fujino@cure.or.jp